

愛知県新型コロナウイルス感染症

緊急事態措置

当初：1月14日～2月 7日・25日間
延長：2月 8日～3月 7日・28日間

「愛知県緊急事態措置」の対策

県民	①不要不急の行動の自粛	特に20時以降外出自粛
	②県をまたぐ不要不急の移動自粛	首都4都県・関西3府県・福岡県
	③高齢者等への感染拡大の防止	高齢者施設の対策徹底
	④基本的な感染防止対策の徹底	5人以上の会食・飲食自粛
事業者	⑤営業時間短縮とガイドラインの徹底	飲食店等20時・酒類19時迄
	⑥テレワークの徹底等	出勤者数7割削減目標
	⑦職場クラスターを防ぐ感染防止対策	休憩室等での注意周知
	⑧イルミネーション等の早めの消灯	20時以降のネオン消灯
その他	⑨イベントの開催制限等	5000人+50%以下
	⑩学校等での対応	対策徹底し教育活動継続
県	○医療体制・ワクチン接種体制	○きめ細かな支援・相談体制
	○時短協力金支給・制度周知	○県機関のテレワーク推進

特に、県民の皆様へ

不要不急の行動自粛

**日中も含め外出自粛、特に20時以降
県をまたぐ移動、特に首都圏・関西圏**

感染防止対策の徹底

感染しない・させない

特に高齢者等への感染防止

特に、事業者の皆様へ

営業時間の短縮要請

営業20時・酒類19時

テレワークの徹底

出勤者数7割削減を目標

イベントの開催制限

人数上限5000人+50%